

別添 2

「銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則」の例

(医師の指定)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3の診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、次の表の左欄に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。

診断の対象者	医師
法第5条第1項第2号の政令で定める病気(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の2第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに法第5条第1項第3号及び第4号に掲げる者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第18条第1項の精神保健指定医に指定されている医師
銃砲刀剣類所持等取締法施行令第5条の2第3号に定める病気にかかっている者	左欄の病気の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者	左欄の認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。

(告示)

第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名、勤務する病院名、病院の所在地及び診断の対象者を告示するものとする。

前記の規則に基づく告示の例

銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則（平成
年 公安委員会規則第 号）第1条の規定に基づき次の医師を指定
したので、同規則第2条の規定により告示する。

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
警察 太郎	メンタルクリ ニック	千代田区霞が関二丁 目1番2号 ビ ル2階	銃砲刀剣類所持等取 締法（昭和33年法律 第6号）第5条第1 項第2号の政令で定 める病気（銃砲刀剣 類所持等取締法施行 令（昭和33年政令第 33号）第5条の2第 3号に定める病気を 除く。）にかかって いる者並びに同法第 5条第1項第3号及 び第4号に掲げる者